
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.369 2023/8/25

1 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

7月26日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名もって各保険所長宛て表記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第99号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第240号）が本日公布又は告示され、食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準がそれぞれ改正された。

改正の概要等については、下記のとおりであるので、関係者への周知を行うとともに、その運用に遺漏がないよう取り計らわれたい。

省令関係

フィチン酸カルシウムを省令別表第1に追加したこと。

フィチン酸カルシウムの成分規格を設定したこと。また、フィチン酸カルシウムの使用基準として、ぶどう酒以外の食品に使用してはならないこととした上で、その使用量は、フィチン酸カルシウムとして、ぶどう酒1Lにつき0.08g以下でなければならないこととしたこと。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001125747.pdf>

2 令和4年度食料自給率・食料自給力指標について

8月7日、農林水産省は標記について公表した。その内容は次のとおり。

カロリーベースの食料自給率については、前年豊作だった小麦が平年並みの単収へ減少（作付面積は増加）、魚介類の生産量が減少した一方で、原料の多くを輸入に頼る油脂類の消費減少等により、前年度と同じ38%となりました。カロリーベースの食料国産率（飼料自給率を反映しない）についても、前年度と同じ47%となりました。

なお、飼料自給率も前年度と同じ26%となりました。

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/anpo/230807.html>

3 「健康食品」は安全とは限らない～委員長らが異例の呼びかけ

8月17日、食品安全委員会は標記について公表した。その主な内容は次のとおり。

健康の維持・増進の基本は、栄養バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養ですそれはよく知ってる。だけど、現実には容易じゃない。だから、不摂生をカバーしてくれる食品を探しているんだよ。

そんな声が聞こえてきます。だから、いわゆる「健康食品」は人気なのでしょう
か？ その市場規模は今や1兆数千億円に上るとされています。一方で、死者が出るほ
どの深刻な健康被害を招いた製品もあり、摂った後に体の不調を訴える声や安全性を
疑問視する論文も多数あります。

食品安全委員会は、こんな「健康食品」全般の安全性についての見解を取りまとめ
ました。2015年12月のことです。ここまで3回にわたってご紹介してきた「食品健康影
響評価」は、特定の物質や微生物のリスク評価を行ったのですが、これは違います。
健康効果をうたう食品、健康効果があると期待されて摂られる食品全般について幅広
く、注意すべき点について整理しました。

国民の皆様へ 「健康食品」について気をつけてほしいこと

「食品」であっても安全とは限りません。

大量に摂ると健康を害するリスクが高まります。

ビタミン・ミネラルをサプリメントで摂ると過剰摂取のリスクがあります。

「健康食品」は医薬品ではありません。品質の管理は製造者任せです。

誰かにとって良い「健康食品」があなたにとっても良いとは限りません。

https://www.fsc.go.jp/iinkai/20shunen/04_kenkosyokuhin.html